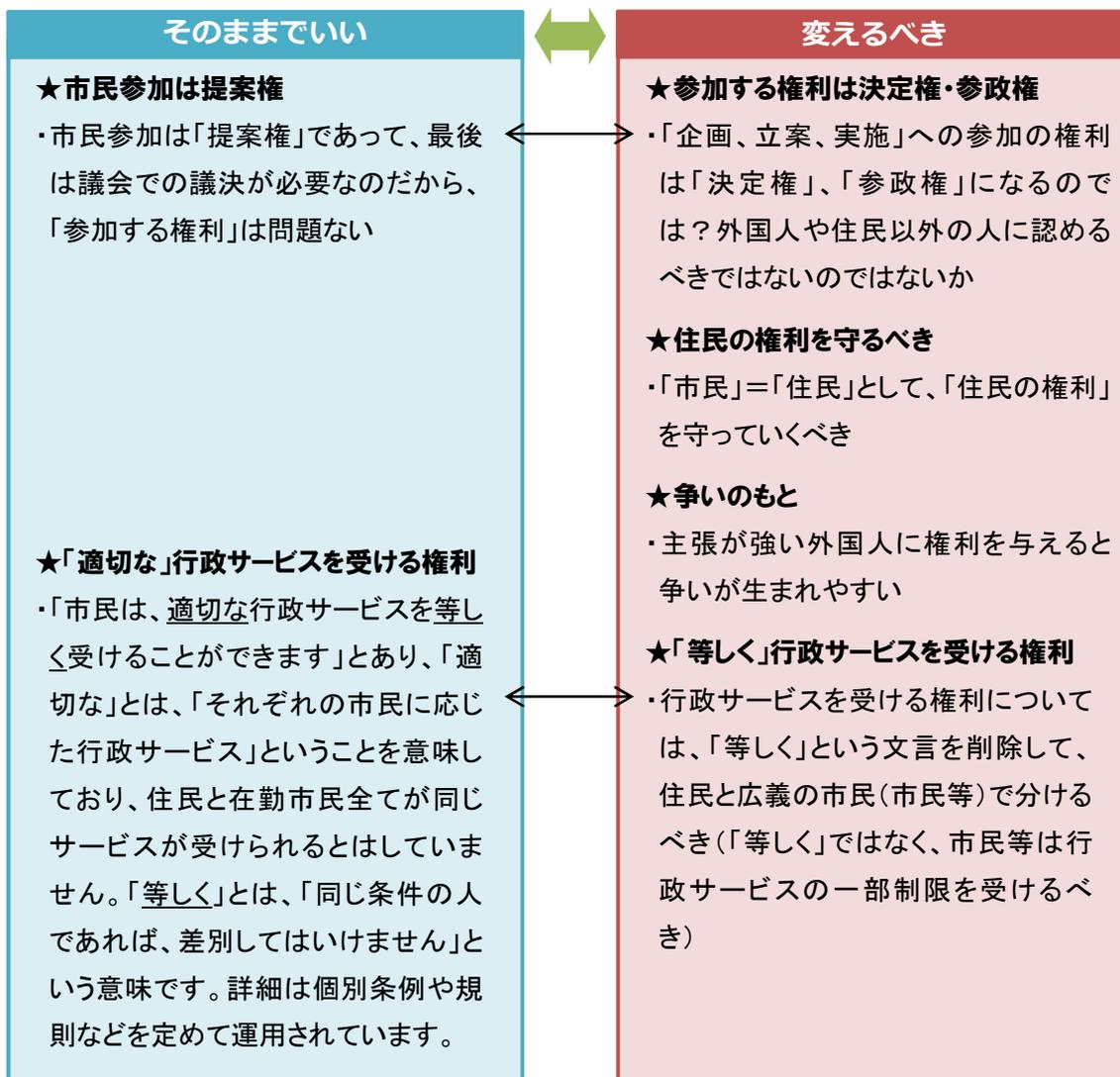


第3～5回 グループ会議で提案された意見のまとめ

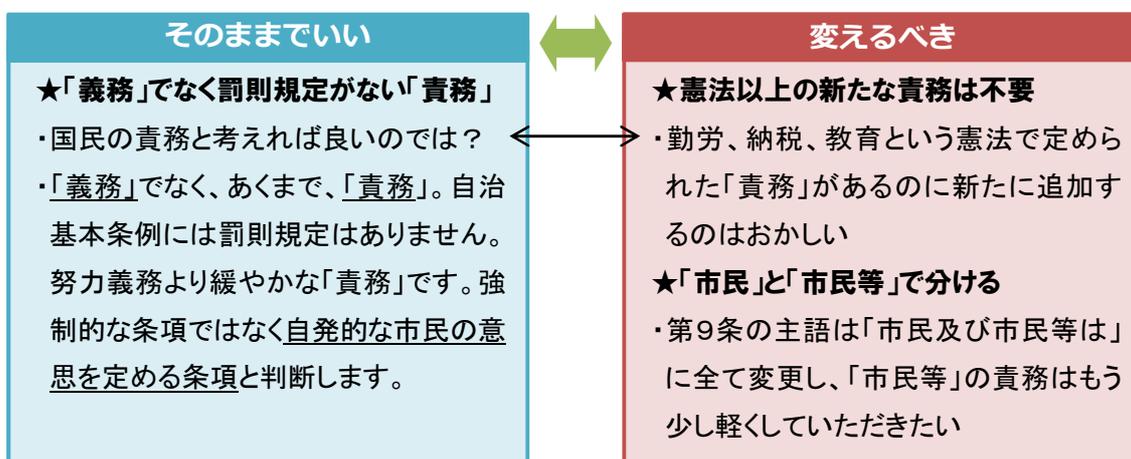
① 「市民の定義」について

そのままがいい	変えるべき
<p>★まちづくりの推進のためには、広義の市民であるべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安城市に関わる人全体でまちづくりを進めていこう」という理念だから、現行のままで問題ない ・勤労者、外国人も含めたみんなが共存・共生していくためには、「広い意味での市民」にすべき ・市民の定義について、何か具体的な弊害があったのか？外国人の子どもへの日本語教育だって税金を使っても良い活動なのでは？ <p>★「市民」と「住民」は使い分けてある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例では、「市民」と「住民」を明確に区別して使い分けています。 ○現行規定している「住民」=市民と市民等とした場合の「市民」に該当 ○現行規定している「市民」=市民と市民等とした場合の「市民等」に該当 ・これまでに決められた条例・規則・計画・帳票などの「市民」を「市民等」に改める必要が出てきます。 ・「安城さわやかマナーまちづくり条例（素案）」では、自治基本条例で定める「市民」より更に拡大した対象を「市民等」としており、この対象者との区別ができなくなります。 	<p>★定義が曖昧。無理がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義が非常に曖昧。 ・「市民」=「住民」が一般的。「広義の市民」とするのは無理があるのでは？ <p>★「市民」と「住民」で線引きが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有権者にできること、住民にできること、市民に参加してもらうことや負担はどこかで線を引かなければいけない ・対等に共生する存在ならば、外国人等も義務を果たすべき。（税の未払い等） ・なくずし的に権利や税金の使用枠が広げられていく可能性がある。住民でないと利害が共有できない ・外国人、プロ市民の意見が強くなったら心配 ・憲法や地方自治法では「住民自治」が基本。「市民」という言葉は使われていない。違法性があるのでは？ <p>★「市民」と「市民等」に分ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人＝一市民だからこそ誇りや責任、愛着を感じるもの。住民を「市民」、市内で働く・学ぶ人、住民でない外国人等を「市民等」として分けては？ <p>★住民+安城憲章を守る誓いをした人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市民」とは、日本国国籍を有している安城住民、または安城憲章を守る誓いをした人（市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者、法人その他の団体を含む）で、かつ、地域役員と安城市住民3名が市民として認めた人としては？

② 「市民の権利」について



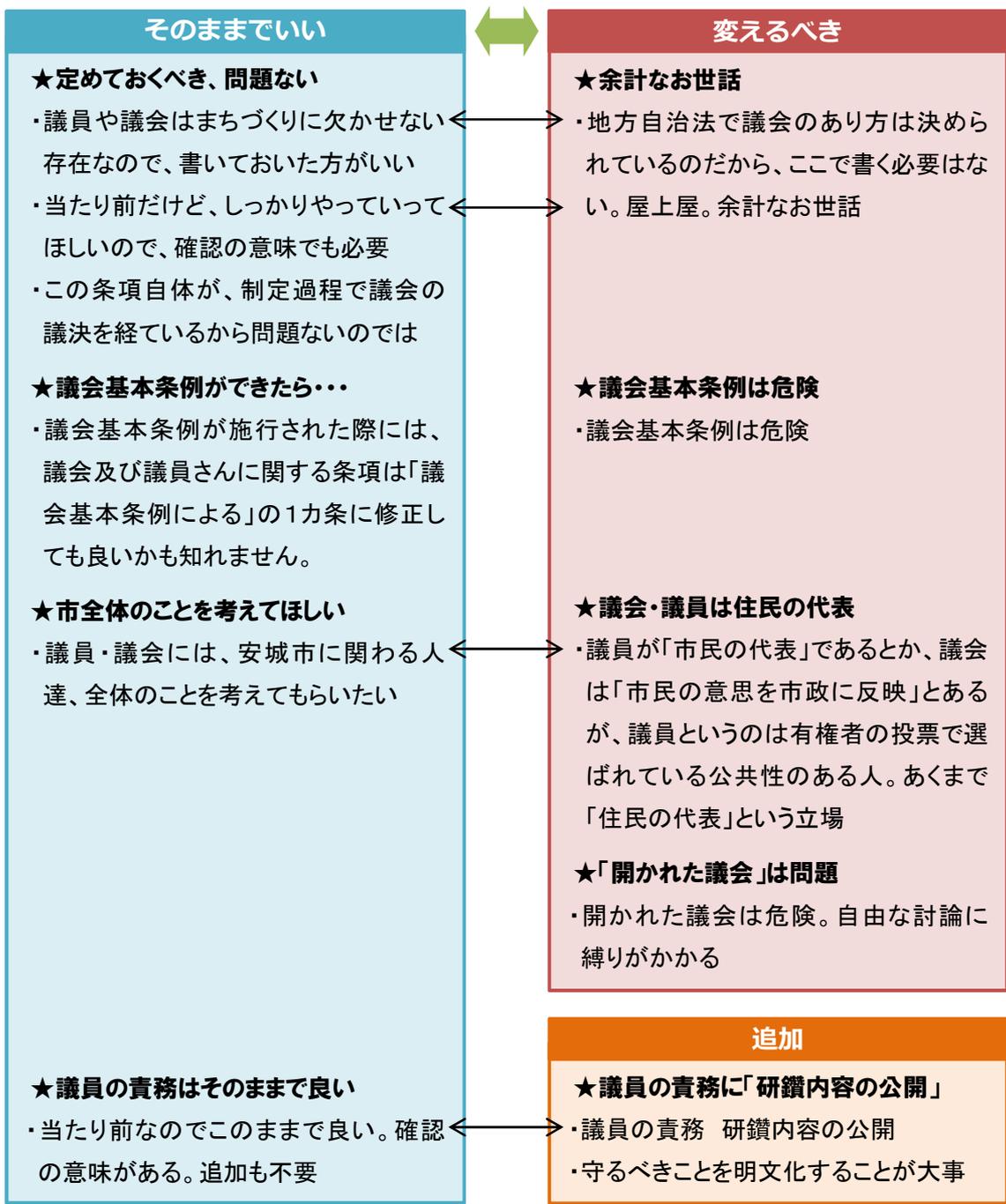
③ 「市民の責務」について



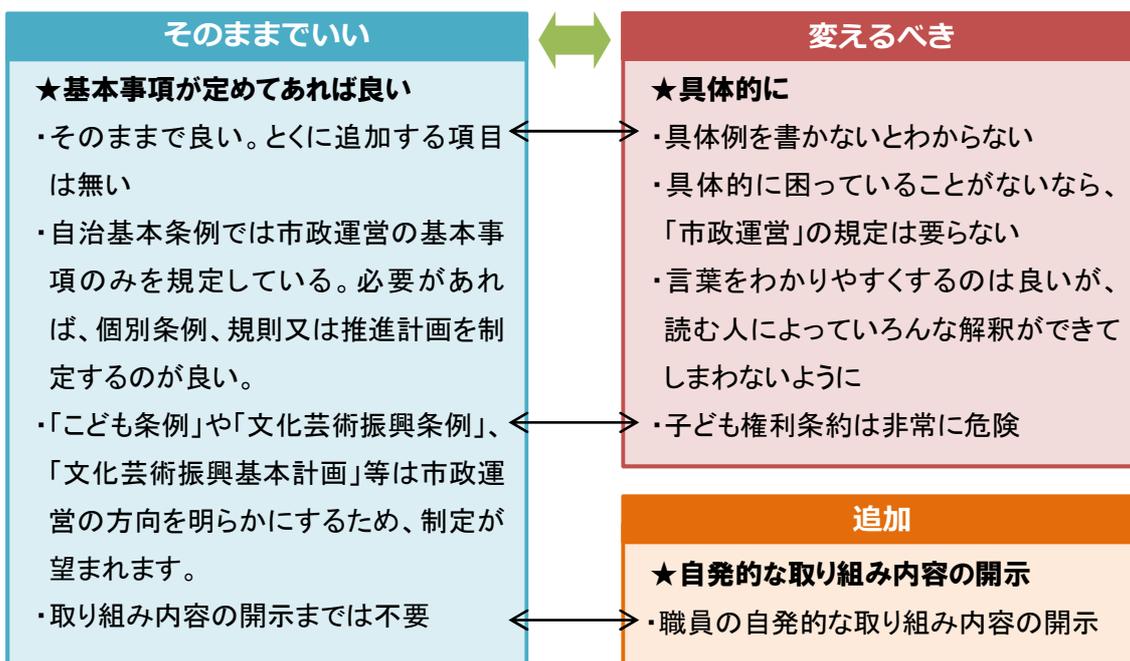


★権利に対し、責務が弱すぎる
 ・「市民の権利」と対であるのならば、責務の部分がちょっと弱すぎるのでは？

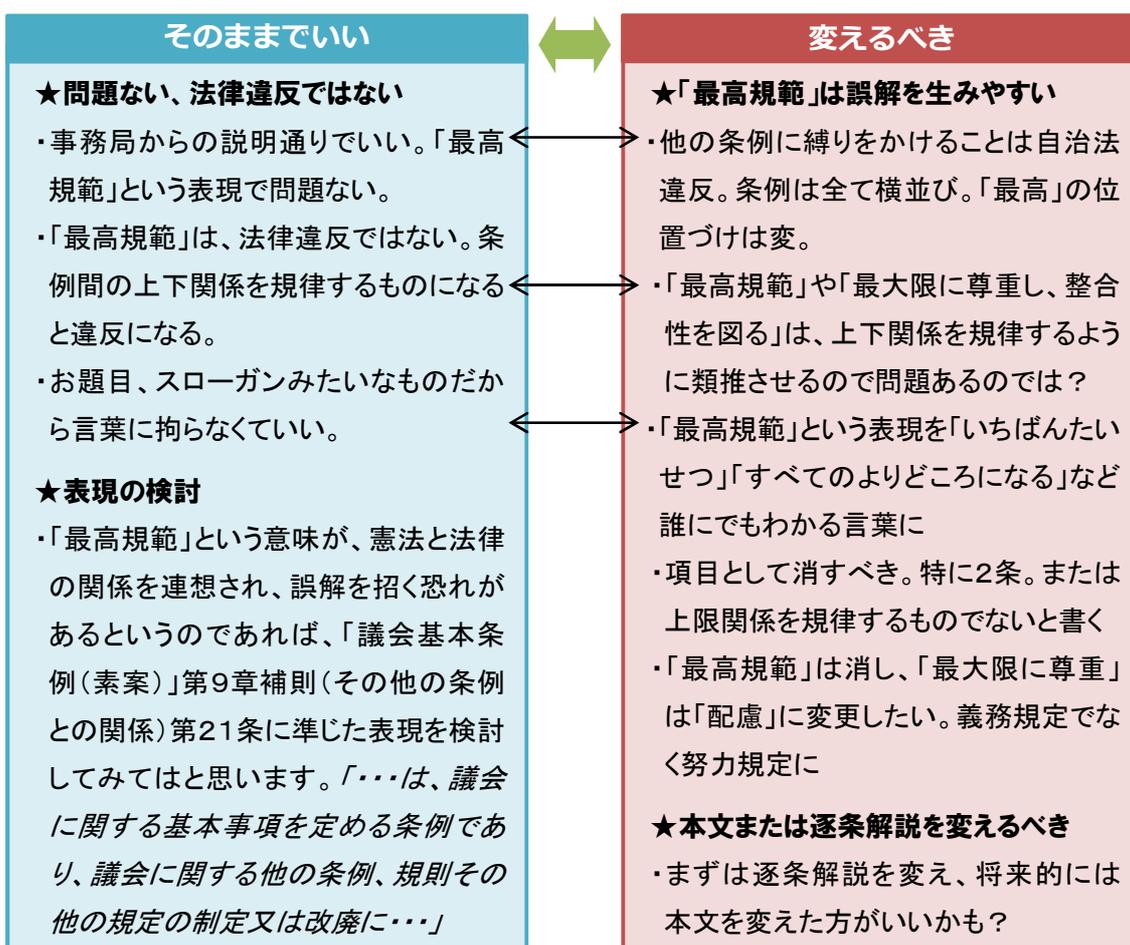
④ 「議会」について



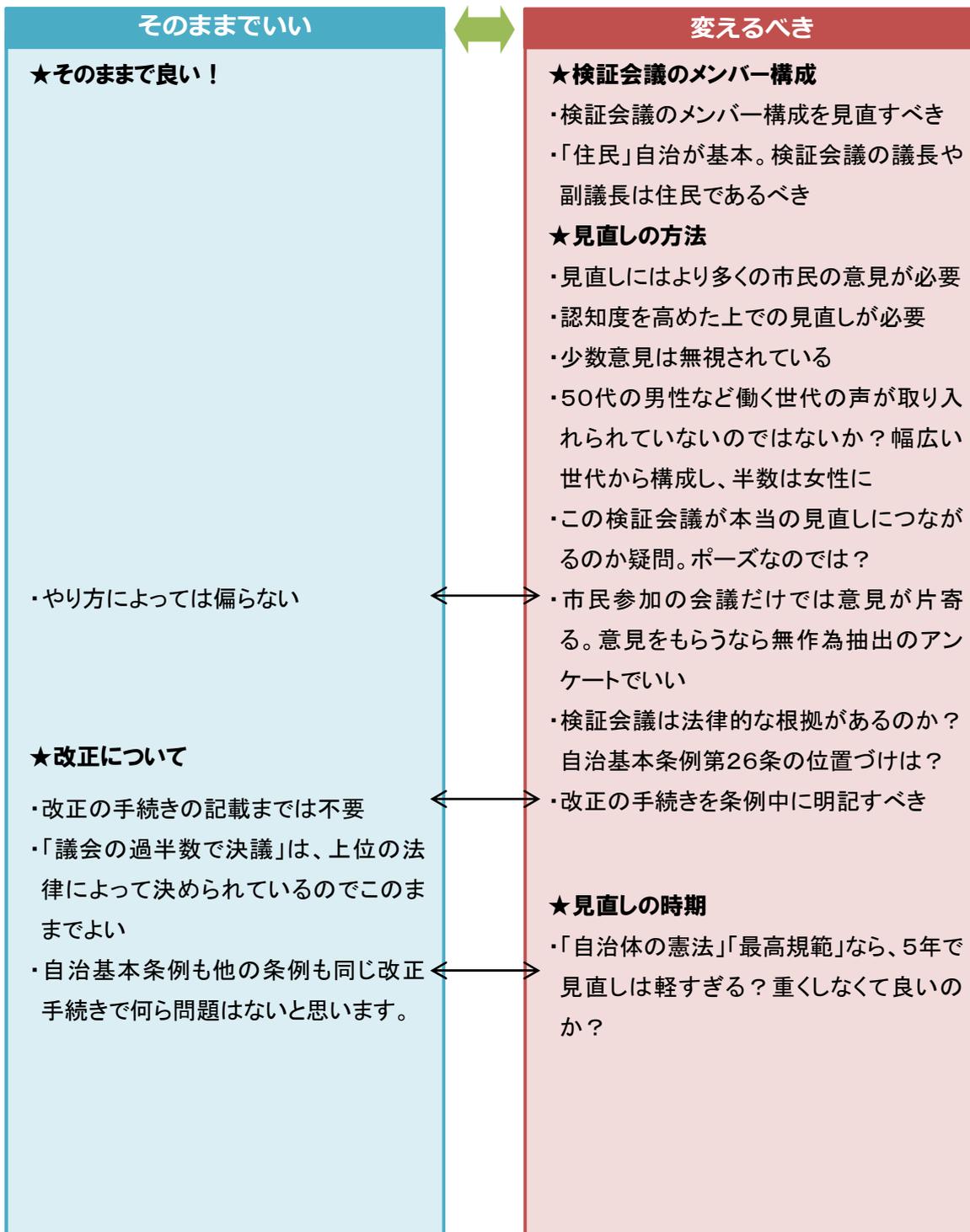
⑤ 「市政運営等」について



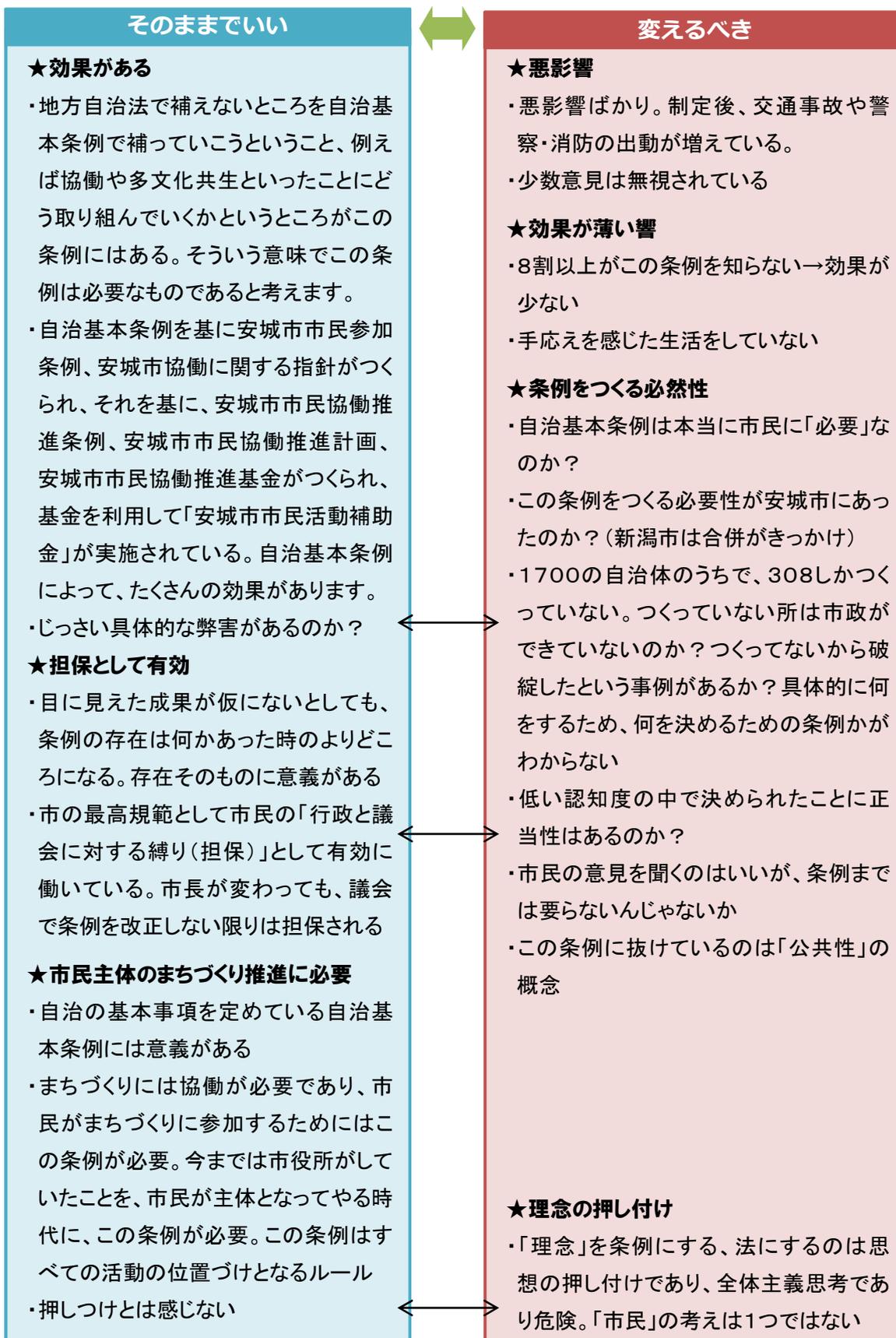
⑥ 「条例の位置づけ」について



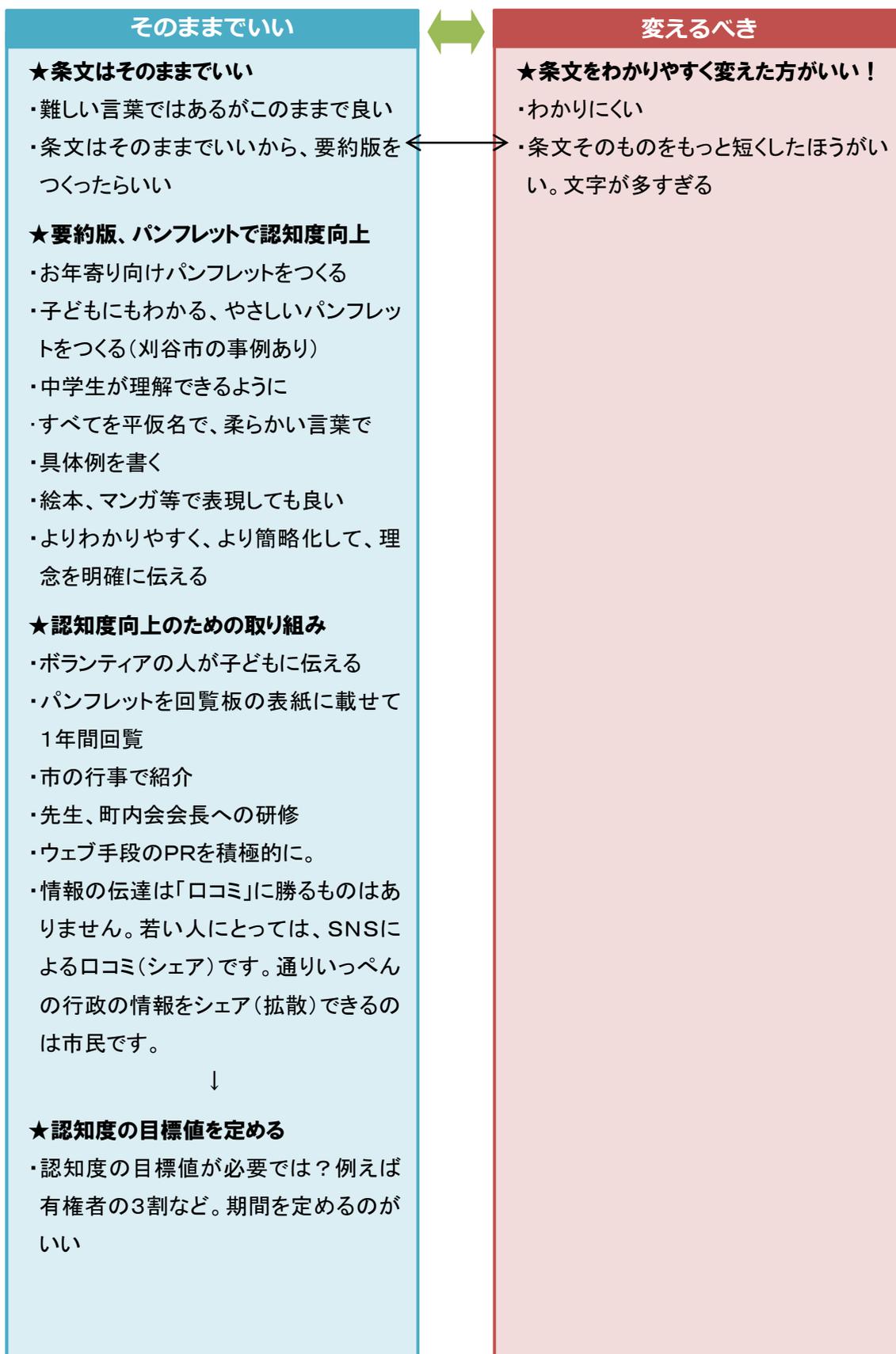
⑦ 「条例の見直し」について



⑧ 「条例の意義・効果」について



⑨ 「条例のわかりやすさと認知度の向上」について



⑩ 「その他」

★町内会やNPO等について

- ・地域のコミュニティ活動の活性化は大事。ボランティアは大事。そういう力を活かすべき
- ・町内会、NPO法人をサポートして共存・共栄
- ・町内会への援助を市として大きく。自由裁量権を持たせて、条例とは別枠で援助できるよう
- ・交流センターの政治団体登録NGは不公平では？

★市民憲章とのつながり

- ・安城市民憲章を大切にす。自治基本条例の「まちづくりの木」程度は紹介しても良いのでは？

★住みやすいまちづくり

- ・安城を本当に良くする仕組みづくりが大事
- ・住みやすいまちづくりのための行政が基本

以 上